

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

指差呼称の疑似体験を
不十分な取組み認識させられる
アジアクリエイト

特集Ⅱ

臨検時の是正ポイント示す
建災防大阪府支部 指摘事項を「事例集」に

ニュース

安衛法規制に変化の兆し
厚労省 個別対応から自主活動型へ

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは
 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2200

2013

12 / 15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
朝比奈事務所

所長 朝比奈 広志

第 163 回

下請け会社社員だと思っていたのが専務で、現場にて負傷

■ 災害のあらまし ■

内装工事を主として行う建設業者であるA社は、自社が元請けとして請ける工事についてその一部を協力会社に発注することがある。

A社では受注した店舗内装工事において、協力会社B社を下請けとして選定して大工工事を発注した。商品陳列棚を作るために、B社のCが電動丸ノコで木材を切断作業中に、操作を誤り電動丸ノコの刃が金属のねじに当たった。この反動で丸ノコの刃がCの左拇指（親指）にあたり受傷した。

A社では、以前は多くの一人親方を使用して現場を回していたが、最近は安全体制を重視するためにできるだけ管理能力の高い工務店に協力会社として下請工事を発注することが多くなってきていた。当然その協力会社に対しても安全衛生について指導していたし、社長を始め取締役が現場作業をする場合には特別加入の必要性を説明していた。

A社は、Cを大工として経験も能力も高くB社の優秀な労働者と認識しておりCが現場に配置されると安心感を持っていた。

■ 判断 ■

今回の事故を受けてCを労働者と認識していたA社はB社と協力して労災申請を行った。申請後にB社が労働基準監督署に提出した賃金台帳を見ると、Cの給与は役員報酬欄に計上されており、実は専務取締役であることが判明した。取締役であり中小事業主の特別加入もしていないCは労災の申請に対して不支給の決定を受けた。

■ 解説 ■

建設業の現場における労災保険は、一般

に工事労災といわれ、施主から直接発注を受けた事業者を元請業者として、その元請業者が労災保険に加入することになる。そしてその現場において労働する複数次の下請業者の労災事故全てに元請業者の労災保険が適用されることになっている。

労災保険は、「労働者災害補償保険法」という法律名通り、業務上の事由または通勤による労働者の負傷・疾病・障害および死亡などに対する保護を行うものであるため受傷者が労働者であるか否かが支給不支給の大きな分岐点であることはいうまでもない。労災保険の保護を受ける労働者は「適用事業に使用される労働者で雇用形態のいかんを問わず賃金を支払われる者」と解釈される。

一方、取締役は会社から委任を受けて会社の経営にあたる者であるために労災保険の保護を受ける労働者とはならない。しかし、登記上取締役となっても代表取締役や他の取締役の指揮命令を受けて他の従業員と同様に労働している者で登記も人数あわせのために名義上だけの場合は実質的に労働者と変わらないとして保護を受けられる余地もあるといえる。

また、本来の取締役であっても中小零細企業では、代表取締役、取締役などの役員が一般従業員と同様に労働に従事していることも多く、その中で特に労働者に準じて保護をすることが適当であると認められる者に対して特別に任意加入を認めている特別加入制度がある。中小事業主などの特別加入は労働保険事務組合を通じて労災保険に加入することが条件の一つとなっている。

B社の設立の経緯は、10年ほど前まで社長のDが営んでいた大工の個人事業を腕の良い後輩Cと一緒に法人化したものであ



る。その際にDが代表取締役、Cは取締役として登記したが、当初のCはDの指揮命令の下で現場作業に従事していたものである。しかし、数年で腕の良いCを指名して注文が来るようになりDは経営に関してもCと相談するようになってきた。現在では営業、社員採用、下請発注、仕入れからC自身の仕事の係わり方まで、会社の資金繰り以外は現場の仕事もこなしながらCが行っていたものである。また給与に関しては経理上は役員報酬として計上されていた。

A社では、事故当時までCは腕の良い優秀な大工職の労働者として付き合いをしていたが、実態は正に取締役であり、B社においてはDの指揮命令の下で労働する名目だけの取締役とはどうもいいえない立場であった。また前述の中小事業主などの特別加入には加入申請を行っていなかった。

事故状況は、B社が請け負った商品陳列棚制作に際し、Cが電動丸ノコで木材を切断作業中に、操作を誤り丸ノコの刃が金属のねじに当たった反動でその刃が左拇指にあたり受傷したものであり、業務中の災害であることはまちがいないが、労災保険の保護は受けられない。